

村 内 75 歳 以 上 限 定

村循環バス 無料乗車券を交付

申請受付開始日

12月1日（火）

対象者

当村に居住する満75歳以上の方

利用区間

岩手県北バスが運行する九戸村循環バス路線内で乗降するものに限ります。

利用方法

- ① 降車時、乗務員に「後期高齢者医療被保険者証」を提示する。
- ② 「整理券」と「九戸村高齢者バス回数券」を運賃箱に入れる。

※バス利用時は、後期高齢者医療被保険者証と回数券を携行してください。

申請方法

◎「九戸村高齢者無料バス乗車券交付申請書」に、①申請者の名前・住所②受給者と申請者との続柄③受給者の住所④受給者の氏名⑤受給者の生年月日——を記入し、I J U戦略室交流発信係に提出してください。

※印鑑と後期高齢者医療被保険者証を持参してください。（シャチハタ不可）

※代理申請も利用可能です。その際は、印鑑と本人確認書類（免許証など）を持参してください。

◎2回目以降の申請は、乗車券の表紙と後期高齢者医療被保険者証をご提示いただく、その場で新たな乗車券を交付いたします。

◎申請書は、村役場 I J U戦略室交流発信係（役場3階）に備え付けてあるほか、村ホームページからもダウンロードできます。

※裏面もご確認ください。

Q & A

【Q 1】 申請から交付までの期間を教えてください。

【A 1】 申請書を提出し、不備がない場合はその場でお渡しします。

【Q 2】 乗車券を郵送してもらえますか？

【A 2】 紛失等のおそれがあることから、お手数ですが村役場までお越しください。

【Q 3】 有効期限はありますか？

【A 3】 ありません。随時ご利用いただけます。

【Q 4】 乗車券を紛失してしまいました。再交付できますか？

【A 4】 乗車券変更届を村役場に提出することで、再交付いたします。なお、変更届は、役場3階の申請窓口にあるほか、村ホームページからダウンロードできます。

▽以下の場合に変更届を提出してください。

①住所及び氏名に変更があったとき

②乗車券を無くしてしまったまたは汚してしまった場合

③対象者が亡くなった場合 (乗車券も返還してください)

【Q 5】 使わないので75歳以上の知人に乗車券をあげてもいいですか？

【A 5】 申請した本人のみ利用できます。複製したり、第三者に貸与・譲渡することは絶対にやめてください。なお、使用しなくなった場合は、村役場に返還してください。

【Q 6】 県北バスのほかの路線でも使えますか？

【A 6】 九戸村循環バスのみご利用いただけます。

申請窓口・問い合わせ

I J U戦略室交流発信係＝村役場3階＝
(☎42-2111内線172)

